

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 検討概要

※現行の厚生労働省令（以下「国基準」という。）に準じた規定とすることを前提に検討しました。なお、国基準の全文は別掲「厚生労働省令」としております。

項 目		条例委任 類 型	検討内容	市の考え方	備 考
○ 基本方針等					
1	基本方針	参 酌	—	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。	
○ 人員に関する事項					
2	従業員の員数	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国基準どおり	
3	管理者	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国基準どおり	
○ 運営に関する事項					
4	内容及び手続の説明及び同意	参 酌	—	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。	
		従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国基準どおり	
5	提供拒否の禁止	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国基準どおり	
6	サービス提供困難時の対応	参 酌	—	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。	
7	受給資格等の確認	参 酌	—	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。	
8	要認支援定の申請に係る援助	参 酌	—	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。	
9	身分を証する書類の携行	参 酌	—	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。	
10	利用料等の受領	参 酌	—	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。	
11	保険給付の請求のための証明書の交付	参 酌	—	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。	
12	指定介護予防支援の業務の委託	参 酌	—	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。	
13	法定代理受領サービスに係る報告	参 酌	—	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。	
14	利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付	参 酌	—	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。	
14	法定代理受領サービスに係る報告	参 酌	—	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。	
15	利用者に関する市町村への通知	参 酌	—	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。	
16	管理者の責務	参 酌	—	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。	
17	運営規程	参 酌	—	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。	
18	勤務体制の確保	参 酌	職員研修の充実を図るため、研修機会の確保等を義務化するか。	国基準等に研修機会の確保が義務化されているため、国基準どおりとする。	
19	設備及び備品等	参 酌	—	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。	
20	従業員の健康管理	参 酌	—	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。	
21	掲示	参 酌	—	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。	
22	秘密保持	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国基準どおり	
23	広告	参 酌	—	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。	
24	介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等	参 酌	—	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。	
25	苦情処理	参 酌	苦情に対する処理結果の公表や第三者の関与など努力義務規定を追加するか。	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。必要に応じ指導等で対応。	
26	事故発生時の対応	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国基準どおり	
27	会計の区分	参 酌	—		
28	記録の整備	参 酌	帳簿・記録の保存年限の延長（現行2年保存）。全ての帳簿書類を対象とするか又は一部給付に係る書類のみとするか。	介護保険法では2年時効とされているため、期間を延長する根拠がなく、また、事業者の負担が増える。指導で求めることとし、独自基準は設けない。	
○ 介護予防のための効果的な支援の方法に関する事項					
29	指定介護予防支援の基本取扱方針	参 酌	—	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。	
30	指定介護予防支援の具体的取扱方針	参 酌	—	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。	
31	介護予防支援の提供に当たっての留意点	参 酌	—	国基準に具体的な規定が設けられているため、国基準どおり。	
○ その他					
32	暴力団及びその関係者の排除	—	運営に関し暴力団の支配を排除、申請者（法人）及び人員（職員）から暴力団員を排除する規定を新たに設けるか。	他法令等で規定が設けられているため、あらためて規定は設けない。	